

GHSマーク登録頂いている皆様

2023年3月15日
一般社団法人ヘルスソフトウェア推進協議会
代表理事 大原 通宏

GHSマーク制度終了後のマーク取り扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人ヘルスソフトウェア推進協議会(GHS)は、2023年1月25日付のお知らせにて、GHSマーク制度終了をお知らせすると共に、適合宣言期間満了後のGHSマークの取り扱いについて後日お知らせする旨を書き添えました。

本書面では、その適合宣言期間満了後のGHSマークの取り扱いについてご連絡いたします。既にお伝えしています通り、2024年3月末日をもって全ての適合宣言登録が期間満了となります。これを受けまして、2022年12月1日以降に適合宣言登録満了を迎えるGHS登録ソフトウェアにつきましては、そのGHSマーク取り扱いに付き、以下の条件を適用させていただきます。

GHSマーク交付時にご案内しています「GHSマークの使用手引き」におきまして、GHSマークの使用期限が過ぎた場合にはすみやかな使用停止をお願いしております。これを、以下に示します条件に基づきその使用期限を延長します。なお、いずれの場合も最長で2024年12月末日とし、それを超えての使用はお控え下さい。

マーク表示場所	使用期限
製品本体	製品在庫のある限り、もしくは製品製造の型や版の修正機会があるまで
製品の表示画面	製品のプログラム更新の機会まで
製品の取扱説明書・添付文書等	書類在庫のある限り
製品のカタログ・説明文書等	書類在庫のある限り
製品のWebサイト、プロモーション映像	Webサイトや映像コンテンツの更新機会があるまで
製品の広告宣伝	広告宣伝コンテンツの更新機会があるまで

本文書は該当ソフトウェア登録一覧と共に当協議会HPに掲載し、適合宣言登録満了後のソフトウェアについて、GHSマークを継続使用することの根拠として公開いたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

GHSホームページの下記URLより、お問い合わせください。

<https://www.good-hs.jp/information.html>

以上